

## 議案第8号

### 東広島市放課後子供教室実施要綱の制定について

東広島市放課後子供教室実施要綱を制定することについて、次のとおり提案する。

平成31年3月14日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

#### 1 提案理由

放課後子供教室を実施することにより、地域全体による子供の育成の推進に寄与することを目的として、新たに東広島市放課後子供教室実施要綱を定めるため、この議案を提出するものである。

#### 2 制定案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

平成31年4月1日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

##### 第26条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市放課後子供教室実施要綱を次のように定める。

平成31年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

### 東広島市放課後子供教室実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、放課後子供教室を実施することにより、地域全体による子供の育成の推進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「放課後子供教室」とは、小学校の放課後及び休業日（東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第8号）第17条第1項に規定する休業日（第6条各号に掲げる日を除く。）をいう。第5条第1項において同じ。）に、第4条に規定する場所において、地域及び小学校の連携の下に、子供の学習、各種の体験及び交流の場を定期的かつ継続的に提供する活動をいう。

#### (対象児童)

第3条 放課後子供教室は、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める小学校に在籍する児童を対象として実施する。

#### (実施場所)

第4条 放課後子供教室は、当該小学校の通学区域（以下この条及び第11条第1項において「小学校区」という。）内に所在する次に掲げる場所で実施するものとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、他の小学校区内に所在する当該場所において、当該他の小学校に在籍する児童と合わせて実施することができる。

- (1) 地域センター（東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）第3条に規定する地域センターをいう。）
- (2) コミュニティハウス（東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例（平成17年東広島市条例第14号）第2条及び東広島市三ツ城コミュニティハウス設置規則（平成1

3年東広島市教育委員会規則第2号)に規定するコミュニティハウスをいう。)

(3) 市が設置する小学校

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校教育部長が必要と認める場所

(実施の日時)

第5条 放課後子供教室は、原則として1週間につき1日実施するものとし、その時間は、放課後から午後5時までとする。ただし、休業日における実施の時間については、第11条第1項に規定する協議会の意見を聴き、教育委員会が地域の実情等を勘案して定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、放課後子供教室の実施の時間を変更することができる。

(放課後子供教室を実施しない日)

第6条 放課後子供教室は、次に掲げる日には、実施しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、当該日に臨時に放課後子供教室を実施し、又は当該日以外の日において臨時に放課後子供教室を実施しない日を設けることができる。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(参加の登録)

第7条 放課後子供教室への参加を希望する児童の保護者は、あらかじめ、当該児童について、教育委員会の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の申込みは、所定の申込書に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出してしなければならない。

3 前項の申込みを受けるに当たっては、教育委員会は、放課後子供教室の趣旨及び内容について、当該児童の保護者の理解が得られるよう、書面により説明を行わなければならない。

(登録事項の変更)

第8条 前条第1項の登録を受けた児童の保護者は、同項の登録の内容に変更が生じたときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(保険への加入)

第9条 第7条第1項の登録を受けた児童は、市の指定する傷害保険に加入するものとし、その費用は市が負担する。

(運営委員会)

第10条 教育委員会は、次に掲げる事項について意見を聴くため、毎年度1回、東広島放課後子供教室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を開催する。

- (1) 放課後子供教室の実施に関する計画の策定に関すること。
- (2) 放課後子供教室の安全管理に関する方策に関すること。
- (3) 放課後子供教室の運営に必要な人材の確保に関する方策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育委員会事務局の職員
- (2) 第12条第1項第1号に掲げるコーディネーター
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者  
(協議会)

第11条 放課後子供教室の円滑な運営を図るため、放課後子供教室ごと（当該放課後子供教室の対象とする児童の在籍する小学校が複数である場合は、当該小学校区ごと）に、次に掲げる事項についての協議会（以下「協議会」という。）を設ける。

- (1) 当該放課後子供教室の年間の活動に関する計画に関すること。
- (2) 当該放課後子供教室の運営に関すること。
- (3) 当該放課後子供教室の安全管理に関すること。
- (4) 保護者との連絡調整に関すること。
- (5) 当該放課後子供教室の運営に必要な人材の確保に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該放課後子供教室の運営に関し必要な事項に関すること。

2 協議会は、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代えることができる。

3 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 当該放課後子供教室に係る次条第1項各号に掲げる者
- (2) 当該放課後子供教室が対象とする児童が在籍する小学校の関係者
- (3) 当該放課後子供教室を実施する場所を管理する者その他の関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者  
(運営体制)

第12条 放課後子供教室の運営に当たっては、放課後子供教室ごとに、次に掲げる者を置く。

- (1) コーディネーター
- (2) 学習アドバイザー
- (3) 安全管理員

2 コーディネーターは、当該放課後子供教室において実施する活動に関する計画の企画及

び立案、当該計画の実施のための関係者との調整並びに人材の確保に関する事項を担当する。

3 学習アドバイザーは、前項に規定する計画に基づく子供の学習、各種の体験及び交流の実施に関する事項を担当する。

4 安全管理員は、学習アドバイザーの補助及び当該放課後子供教室の安全管理に関する事項を担当する。

(謝金)

第13条 コーディネーターは、放課後子供教室を開設した日の属する月の翌月5日までに、放課後子供教室実績票(別記様式第1号)及び放課後子供教室活動記録簿(別記様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出があったときは、次の各号に掲げる者に対し、当該者の放課後子供教室の運営に携わった時間につき、予算の範囲内において、当該各号に定める額の謝金を支払うものとする。

(1) コーディネーター 1時間につき740円

(2) 学習アドバイザー 1時間につき550円

(3) 安全管理員 1時間につき550円

(庶務)

第14条 放課後子供教室の実施に関する庶務は、教育委員会学校教育部青少年育成課において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、放課後子供教室の実施に関し必要な事項は、学校教育部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第13条関係）

放課後子供教室実績票（ 年 月分）

放課後子供教室の名称（ ）

職名	ふりがな 氏名	実施日及び時間					
		（ / ）	（ / ）	（ / ）	（ / ）	（ / ）	
実施確認者		氏名					
		印					

別記様式第2号（第13条関係）

放課後子供教室活動記録簿

放課後子供教室の名称（ ）

実施日時	平成 年 月 日（ ） : ~ :					
活動場所					記録者	
講師の氏名						
参加者	コーディネーター	人	学習アドバイザー	人	安全管理員	人
	参加した子供の人数					人
(うち放課後児童健全育成事業の対象である子供の人数 人)						
活動の名称 又は題目						
(活動の概要)						